

京都市会事務局規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年3月30日

京都市会議長 井上 与一郎

京都市会規程第1号

京都市会事務局規程の一部を改正する規程

京都市会事務局規程の一部を次のように改正する。

第1条中「政務調査課」を「調査課」に改める。

第3条第4項中「秘書係長及び」を削り、同条第6項中「政務調査課」を「調査課」に、「情報公関係長」を「広報係長」に改める。

第7条政務調査課の項中「政務調査課」を「調査課」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(市会事務局総務課)